「足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例」のてびき

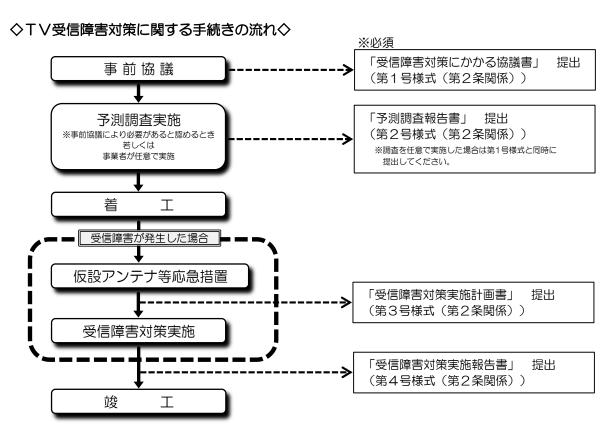
電波障害は、その原因を調査することにより技術的に改善が可能です。実際に障害が発生する前の事前予測により解消対策を行うことは、テレビ電波の良好な受信環境を維持し、建築のスケジュールを円滑に進めるうえでも大切なことです。足立区では、「足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例」を制定し障害の原因となる中高層建築物等の建築主に対して、与える影響の程度に応じて必要な措置を講じることを求めています。

確認申請(計画通知)の前に「受信障害対策にかかる協議書」を1部提出し、事前協議を行ってください。

◇対象◇

高さが 10mを超える建築物

※東京都建築主事等が建築確認等をする建築物についても本条例の対象となります。



◇電波伝搬障害防止制度について(高さ31m超)◇

重要無線通信を行う無線回線が、高層建築物等によって遮断されることを未然に防止するために、電波伝搬障害防止区域が指定されています。この区域内で、高さが 31mを超える建築物等を建築する場合は、関東総合通信局(03-6238-1763)への届出が必要です。

※ 手引き及び各様式のデータは足立区ホームページでダウンロードできます。 (足立区 HP トップ/メニュー/まちづくり・都市計画/開発指導/条例/足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例について)

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

(R4.4.1改正)



足立区 都市建設部 開発指導課 中高層建築担当

T120-8510

東京都足立区中央本町 1-1 7-1 (足立区役所 中央館 4 階)

TEL: 03-3880-5945(直通)

FAX: 03-3880-5615

Eメール: kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

足立区テレビジョン放送の受信 障害の解消に関する条例

平成8年3月29日 条例第1号

(目的)

- 第1条 この条例は、足立区(以下「区」という)の区域内におけるテレビジョン放送の受信障害(以下「受信障害」という)を解消するための基本的な仕組みについて定めるとともに、受信障害の関係者の責務を明らかにすることにより、良好なテレビジョン放送の受信環境を確保することを目的とする。(集本理念)
- 第2条 受信障害の解消に当たっては、テレビジョン放送が区民生活にとって極めて重要なものであるとの認識のもとに、区内の広域にわたる受信障害が、区内外の多数の建築物又は工作物(以下「建築物等」という)が直接的に影響しているだけではなく、複合的に影響しあって生じているものであることを考慮し、建築物等の受信環境に及ぼす影響の程度に応じて、受信障害の関係者が公平に責任を分担し、相互に連携してこれに取り組むものとする。

(建築主等の責務)

- 第3条 受信障害の原因となる建築物等を建築し、又は所有する者(以下「建築主等」という)は、当該建築物等が受信環境に与える影響の程度に応じて、受信障害の解消のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受信障害の原因となる建築物等を建築しようとする建築主は、 前項の規定による受信障害解消のために必要な措置について、 区長に事前に協議をしなければならない。

(区長の責務)

- 第4条 区長は、新たな建築物等の建築に伴う受信障害の予防に 努めるとともに、受信障害が生じたときは、建築主等に対し必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 (委任)
- 第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付 則
- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 区は、この条例の施行後、国、放送事業者等により受信障害 解消のための抜本的が対応策が講じられた場合又はこの条例に よる受信障害対策の実施について区の積極的な関与を必要とし なくなったと認められる場合においては、この条例の必要性に ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも のとする。

付 則 (平成19年3月16日条例第24号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際見にこの条例による改正前の足立区テレビジョン放送の受信障害の解削に関する条例第6条の規定によりされた実施機関への委託については、この条例による改正後の足立区テレビジョン放送の受信障害の解削に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

足立区テレビジョン放送の受信 障害の解消に関する要綱

18 足都建調発第 1458 号 平成 19 年 3 月 20 日 区 長 決 定

趣 旨)

第1条 この要綱は、足立区テレビジョン放送の受信障害の解消 に関する条例(平成8年 足立区条例第1号。以下「条例」と いう。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 足立区の区域内において、対象建築物等(高さが10メートルを超える建築物及びテレビジョン放送の受信環境に影響を 及ばす広告塔・高架水槽等の工作物をいう。以下同じ。)を建築 しようとする建築主は、条例第3条第2項の規定に基づき、次により、受信障害の解消のために講ずる措置について明らかに した協議書(別記第1号様式)を区長に提出し、協議をしなけ ればならない。

- (1) 対象建築物等が建築基準法 (昭和25年法律第201号) の 適用を受ける場合は、同法第6条第1項 (同法第88条で準 用する場合を含む) の申請書の提出又は司法第18条第2項 の通知の前に、協議書を提出するものとする。
- (2) 前号に該当しない高架の鉄道・道路・送電鉄塔等の対象 建築物等の場合は、建築計画が決まりしたい、協議書を提 出するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による事前協議により、必要があると認めるときは、専門調査機関による調査に基づく予測調査報告書 (別記第2号様式)の提出を当該建築主に求めることができる。
- 3 区長は、第1項の規定により協議書を提出した建築主に対し、 受信障害の解消のため必要な措置を講ずるよう指導するものと する。
- 4 区長は、第1項の協議書の内容を確認し、建築主が講ずる受信障害の解消のための措置が適当であると認めたときは、これを受理し、協議を成立させるものとする。
- 5 区長は、第2項の規定による予測調査報告書の内容に照らし、 必要と認めるときは、受信障害対策実施計画書 (別記第3号様式) の提出を当該建築主に求めることができる。
- 6 第4項の規定により協議書を受理された建築主は、当該協議書の 内容に基づく必要な措置を速やかに実施し、その結果を受信障害 対策実施報告書 (別記第4号様式) により、区長に報告しなけれ ばならない。

(協議内容の変更)

第3条 前条第4項の規定により協議書を受理された建築主は、 当該協議書の内容を変更しようとするときは、あらためて協議 書を区長に提出しなければならない。

(事前協議等の要請)

第4条 区長は、第2条第1項の建築主が同条同項に規定する協議を行わないとき又は同条第4項の規定により受理された協議書の内容を履行しないときは、協議を行うよう又は協議の内容を履行するよう要請するものとする。

(区域外対象建築物等の対策)

第5条 区長は、足立区の区域外の対象建築物等のうち、足立区の区域内の受信環境に影響を及ぼすものについて、当該対象建築物等の建築主に対し、区域内対象建築物等に準じた協力を求めるものとする。

付 則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 - 付 則 (2 足都建発第 2143 号 令和 3 年 3 月 25 日 都市建設部長決定)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。